

INFORMATION

【第117回 判例研究会】（認定研修）

今回は、事業者が土地と建物とを同時に譲渡した場合の消費税の課税標準の額の算定に当たって、当該譲渡に係る売買契約書において土地と建物の金額が区分されていたとしても、消費税法施行令45条3項に該当するとされた事例です。

【題材】東京地方裁判所 令和5年5月25日判決（令和3年（行ウ）第123号）

会場参加では、弁護士・司法書士の先生方とも深い議論ができたり、他の税理士の考察を聞くことができたりとおすすりめです。

◆日 時：令和7年4月23日（水）

18：30～20：30（開場18：15）

◆場 所：神奈川青年税理士クラブ 事務局（定員15名）

〒221-0834 神奈川県横浜市神奈川区台町7-2ハイツ横浜205号

Zoomによるオンライン参加（定員80名）

※会場（事務局）参加には人数制限がございます。

お早目のお申込みをお願いいたします。

◆講 師：村上鷹平弁護士・青税 梅谷正之会員

※状況により、開催方法の変更や延期となる可能性があります。必ず下記よりお申込み下さい。変更となった場合は、お申込み者にご案内いたします。

参加人数の把握とレジュメの送信など各種ご案内のため、下記 URL または右 QR コード（Google フォーム）より事前にお申し込みをお願いいたします。お申し込み後のキャンセルは Google フォームで再度送信をお願いします。

【申し込み期限： 4月18日（金）】

<https://forms.gle/BktEngqfmMgvRG2y7>



上記 URL でのお申込みが難しい場合は、下記に記載のうえ、メールまたは FAX にてお申し込みください。

氏 名

E-Mail または FAX

登録支部および登録番号

支部

番号

※税理士未登録の方は、未登録とご記載ください。

参加方法

会場参加

・

Zoom

懇親会

参加する

・

参加しない

【申込先】

E-Mail : kanagawaozei.kenkyu@gmail.com FAX : 045-330-5907

研究部長 古閑 千枝